



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 11 月 14 日 (木 曜 日) 第 561 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (“) 1
- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (4 件) …………… (“) 1
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 (3 件) …………… (“) 2
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 2

頁

公 告

- 漁船損害等補償法に基づく加入区の指定…………… (漁業管理課) 3
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (“) 3
- 屋外広告物講習会の運営に関する事務委託…………… (都市計画課) 3
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出…………… (“) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 4
- 屋外広告物講習会の開催…………… (“) 4

告 示

宮崎県告示第 605号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550600201	運動学習支援教室 スマイルパレット 日向北町	日向市北町一丁目 60番地	株式会社トーフク	宮崎市佐土原町東 上那珂 17588番地 8	令和6年11月1日	児童発達支援、 放課後等デイサービス (多機能型)

宮崎県告示第 606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4520201445	障がい者グループホームわんだ荘甲斐元	都城市甲斐元町2 街区6号	合同会社わんだふるハウス	都城市甲斐元町2 街区6号	令和6年11月30日	共同生活援助 (介護サービス包括型)

宮崎県告示第 607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、精神通院医療

を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーションオリーブ	宮崎市	訪問看護	令和6年8月1日
訪問看護事業所 a i k a	宮崎市	訪問看護	令和6年8月1日
訪問看護ステーションClearn	西都市	訪問看護	令和6年8月1日

宮崎県告示第 608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市	薬局	令和6年9月1日
訪問看護ステーション菜	宮崎市	訪問看護	令和6年9月1日
訪問看護ステーションフロレット	宮崎市	訪問看護	令和6年9月1日

宮崎県告示第 609号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
延岡駅東ひよこ調剤薬局	延岡市	薬局	令和6年10月1日
ニシムタ薬局串間店	串間市	薬局	令和6年10月1日

宮崎県告示第 610号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
瓜生野薬局	宮崎市	薬局	令和6年11月1日

宮崎県告示第 611号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
訪問看護ステーションClearn	西都市	訪問看護	令和6年8月1日

宮崎県告示第 612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市	薬局	令和6年9月1日

宮崎県告示第 613号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
延岡駅東ひよこ調剤薬局	延岡市	薬局	令和6年10月1日
ニシムタ薬局串間店	串間市	薬局	令和6年10月1日

宮崎県告示第 614号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字前平3822-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第615号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第4項の規定により同条第1項の規定による指定を変更するため、漁船損害等補償法に基づく加入区の指定(令和3年宮崎県告示第63号)の全部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定により、同項に規定する加入区(漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和35年法律第15号)附則第3項の規定により加入区として指定されたものとみなされたものを含む。)を次のとおり指定した。

加入区の名称	加入区の区域
北浦加入区	延岡市北浦町宮野浦、市振、古江
島浦町加入区	延岡市島浦町
浦城加入区	延岡市熊野江町、須美江町、浦城町及び安井町
延岡加入区	延岡市方財町、東海町、神戸町、長浜町及び緑ヶ丘
土々呂加入区	延岡市石田町、伊形町、上伊形町、下伊形町、旭ヶ丘、新浜町、北一ヶ岡、南一ヶ岡、松原町、土々呂町、櫛津町、妙見町、鯛名町及び赤水町
庵川加入区	東臼杵郡門川町大字庵川、庵川西、大字加草、加草及び須賀崎
門川加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末、平城東、平城西及び中須
日向市加入区	日向市
都農町加入区	児湯郡都農町
川南町加入区	児湯郡川南町
富田加入区	児湯郡高鍋町、児湯郡新富町及び宮崎市佐土原町
宮崎加入区	宮崎市(ただし、佐土原町、青島、青島西、大字折生迫及び大字内海を除く。)
宮崎市加入区	宮崎市青島、青島西、大字折生迫及び大字内海
日南市加入区	日南市(ただし、南郷町を除く。)
南郷加入区	日南市南郷町大字中村乙(ただし、3728番地から4135番地までを除く。)、南郷町大字中村甲、南郷町東町、南郷町西町及び南郷町南町
栄松加入区	日南市南郷町大字中村乙3728番地から4135番地まで
外浦加入区	日南市南郷町大字潟上、南郷町大字脇本及び南郷町大字贅波
串間東加入区	串間市大字市木、大字大納及び大字都井
串間市加入区	串間市(ただし、大字市木、大字大納及び大字都井を除く。)

宮崎県告示第616号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、令和3年宮崎県告示第238号による保険に付すべき義務は、消滅した。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第617号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号)第34条第2項の規定により、同条第1項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託の相手方

宮崎市恒久4丁目2番16

宮崎県広告美術協同組合

宮崎県告示第618号

宮崎県収入証紙条例(昭和39年宮崎県条例第34号)第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和6年11月14日

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
有限会社 花ヶ島自動車学校	宮崎市大字島之内 103 25	令和6年11月 5日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベスト電器宮崎日南店 日南市瀬貝 2 丁目 6 番 1 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の名称 令和 6 年 10 月 18 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 12 月 16 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和 6 年 11 月 14 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセナートライアル加納店 宮崎市清武町加納乙 382-4 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 5 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 令和 6 年 7 月 29 日</p> <p>3 意見の概要 (1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 非公開 (2) 意見の内容又は趣旨 トライアル加納店の駐車場出入口について、現在の計画では地域住民の生活道路である側に入出口が設けられる予定であると聞いている。トライアルは大型店舗であり、その利用者の多さを考えると、周辺道路の混雑及びそれに伴う事故の発生は容易に想像できる。せめて出入口は生活道路側ではなく 269 号線（現県道 27 号）側を作るべきであると思う。</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和 6 年 11 月 14 日から令和 6 年 12 月 16 日まで</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p>	<p>令和 6 年 11 月 14 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 都市計画を定める者の名称 都農町</p> <p>2 都市計画の種類及びその名称 都農都市計画公園 2・2・1 号 中町児童公園</p> <p>3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県高鍋土木事務所</p> <hr/> <p>宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第 13 号）第 34 条第 1 項の規定により、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催する。 令和 6 年 11 月 14 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 開催の日時 令和 7 年 1 月 17 日（金曜日）午前 10 時から午後 4 時 30 分まで</p> <p>2 開催の場所 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県庁防災庁舎 7 階 74、75 号室</p> <p>3 講習科目 (1) 広告物等に関する法令 (2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項 (3) 広告物等の施工に関する事項</p> <p>4 受講の手続 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200 円の宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0913 宮崎市恒久 4 丁目 2 番 16）に提出すること。</p> <p>5 申込期限 令和 6 年 12 月 20 日（金曜日）</p> <p>6 その他 詳細については、宮崎県広告美術協同組合（電話 0985（63）32 31）に問い合わせること。</p>
--	--